ります。

保育所における医療的ケアの実施に関する同意書

1	保育利用について						
	保育の利用日・利用時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)の9:00~17:00とします。保育						
戸	所が特に認めた日(行事等)を除き、土曜日及び時間外の保育の利用はできません。						
2	医療的ケアについて						
	(1) 必要に応じて主治医を受診し、「医療的ケアに係る主治医意見書」や「医療的ケア指示書」等を提						
	する必要があります。また、医療的ケア児に関して主治医の指導・助言が必要な場合に、保育所や市						
	担当者が受診に同行し、主治医との相談を行う場合があります。						
	(2) 医療機関に対する診療報酬及び文書等にかかる費用は保護者負担となります。						
	(3) 保育所では、関係法令及び医療的ケア指示書に基づいて医療的ケアを行います。						
	(4) 医療的ケア実施可否の審査のために、保育所での体験保育を行います。その際には体験保育の様子						
	録画し、資料として使用します。						
	(5) 医療的ケアの実施に必要な医療器具及び消耗品、座位保持椅子等は保護者が費用を負担して準備し						
	必要な点検、整備及び消耗品等の補充を行ってください。不足がある場合には保育を実施できない場						
	があります。また、使用後の物品等は保育所で廃棄を行わず、持ち帰りをお願いします。						
	(6) 栄養チューブや気管カニューレ等すべてのチューブ類の交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時						
	実施してください。						
	(7) 医療的ケアの実施は年度ごとに「医療的ケアに係る主治医意見書」、「医療的ケア指示書」等を提						
	し、更新する必要があります。また、医療的ケアの実施内容等に変更がある場合は、その都度「医療						
	ケア指示書」の提出が必要となります。						
	(8) 医療的ケアの必要がなくなった場合における保育所の利用については、必要に応じて障害児支援会						
	等において協議した上で、継続できるものとします。						
3	慣らし保育(受入れ保育)について						
	入園当初に実施する慣らし(受入れ)期間の際には、保護者の付き添いをお願いします。期間及び保育						
冒	間については保育所と相談の上、決定します。児童の様子や状態によっては、慣らし保育(受入れ保育)の						
其	期間を延長・短縮する場合があります。						
4	体調管理及び保育所での生活について						
	(1) 登園前に健康観察をしてください。児童の様子がいつもと違い、体調が悪いときには登園できません						
	(2) 登園後、体調不良により保育の継続が困難と保育所が判断した場合には、利用時間の途中であって						
	お迎えをお願いすることがあるので、必ず連絡が取れるようにしてください。						
	(3) 集団保育の場では感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、保育所の状況によって						
	お休みを勧めることがあります。						

□ (4) 不測の事態等により医療的ケア児の保育実施体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあ

	(5)	保育活動·	行事等に	ついて、	安全な保	R育や適切な医療的ケアの確保ができないと保育所が判断した場		
	É	合は、一部沿	5動の制限	又は参加	11の見合わ	つせをすることがあります。なお、行事等の参加にあたっては、		
	水	必要に応じて	保護者の	付き添い	いをお願い	いすることがあります。		
	(6)	保育所の調	理におい	て特別な	な配慮が必	公要な場合には、弁当持参等をお願いすることがあります。		
5	5 緊急時及び災害時の対応について							
	(1)	緊急時に備	前え、「医	療的ケス	ア指示書」	を基に主治医・保護者と協議し、マニュアルを作成します。万		
	え	が一、緊急事	事態が発生	した場合	合は、この)マニュアルに基づいて対応します。		
	(2)	児童の全身	r状態に急	変が生し	ン、緊急性	tがあると保育所が判断した場合、指定された医療機関に連絡し、		
	束	必要な対応を	と行います	。指定图	医療機関で	で受入れが困難な場合には、その他の対応可能な医療機関へ搬送		
	することがあります。同時に保護者に連絡をしますが、連絡前に児童を医療機関に搬送し、診察又は治							
	療が行われる可能性があります。							
	(3)	災害時に係	農養者が近	!えに来る	ることがで	できない可能性を想定し、予備の医療的ケアに必要な物品や栄養		
	剤、衛生用品等の準備をお願いします。電気を使用する機器が必要な医療的ケア児については、予備電							
	源等の用意をお願いする場合があります。							
6	退	園について						
□ 児童の病態に変化等が生じた場合は、医療的ケア児入園支援部会において協議した上で、集								
	であると市長が判断した場合は、退園となることがあります。							
7	情報	報の共有等						
	(1)	保護者から	提出され	た申請区	内容等につ	oいては、保育の実施に必要な範囲で、子どもあんしん部、福祉		
	部又は児童が就学を予定している学校と情報を共有します。							
	(2) 医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要な内容は、保護者と相談の上、他児やそ							
	の保護者との間で共有する場合があります。							
	(3) 緊急時には、搬送目的で埼玉県南西部消防局と必要な個人情報を共有します。							
	[. ≓	河のはふ、 /5	本記しの	胆云斑》	0 沖 みた声	まで五子。川五七ヤ 1 マーノ よご ケェ ハ		
	上市	に切ばか、13	で再別との	間で取り) 伏めた事	写項を順守してください。		
		(宛先)和	光市長					
	į					į		
	保育所における医療的ケアの実施を申し込むにあたり、上記の事項について、全て同意							
	i	します。				į		
			年	月	日	児童氏名		
						и ÷ж ±х гг. б		
	!					<u>保護者氏名</u>		
	<u>.</u>							